

# 中国文化センター会場使用協定書

日中文化交流の促進を目的として、中国文化センター（以下「甲」という）と\_\_\_\_\_  
（以下「乙」という）は、乙が甲の施設を使用して「\_\_\_\_\_」  
を開催することについて、友好的に協議の上、次の通り契約（以下「本協定書」とい  
う）を締結する。

## 第1条 施設の使用および使用期間

- 1.使用施設：乙は甲の展示会場（住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 37 森ビル1階）を  
使用する。図書館、倉庫、事務室は含まない。
- 2.使用期間：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日～\_\_\_\_年\_\_月\_\_日（\_\_月\_\_日・\_\_日は土日祝日で閉館）。  
設営時間：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_：\_\_～\_\_：\_\_  
撤去時間：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_：\_\_～\_\_：\_\_  
展示期間：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日～\_\_\_\_年\_\_月\_\_日 13:00 まで  
開幕式：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_：\_\_～\_\_：\_\_  
展覧会講座：\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_：\_\_～\_\_：\_\_、  
\_\_\_\_年\_\_月\_\_日\_\_：\_\_～\_\_：\_\_
- 3.甲は上記期間中、乙に対して施設を無償で提供する。
- 4.甲は中国政府の文化紹介プラットフォームとして、展示期間中に映画上映、講演、  
教育活動等の文化活動を行う権利を有し、乙はこれを妨げてはならない。
- 5.甲の重要行事と乙の使用が重複する場合は、甲の行事を優先し、乙は可能な範囲で  
調整するものとする。

## 第2条 展示品の品質保証

甲乙双方の目的は中国文化の紹介であり、乙は高水準の展示企画を選定し、額装、説  
明札等の展示作業が展示基準に適合するよう保証するものとする。

## 第3条 内容審査および契約締結

- 1.甲は文化交流促進のため施設を提供するものであり、乙は使用の1年前までに《中  
国文化センター展示会場使用申請書》を提出するものとする。
- 2.甲が申請書を審査・承認後、両者は本契約を締結する。

## 第4条 開館時間および施設状況

- 1.開館時間：10:30～17:30、休館日：土日、日本の祝日、年末年始および特別休館日。

2.施設状況の詳細は《中国文化センター展示会場使用申請書》付属資料4を参照すること。

### **第5条 施設使用保証金**

- 1.乙は使用前に10万日本円を保証金として甲に納付する。
- 2.納付方法：現金で、本契約締結後7営業日以内に支払うこと。
- 3.第三者（\_\_\_\_\_）による納付の場合、乙の有効な委任状を提出すること。

### **第6条 保証金の返還および契約解除**

- 1.乙が保証金を期日までに納付しない場合、本契約は解除されるものとする。
- 2.使用90日前までに中止した場合は保証金全額返還、90日以内の中止は返還不可。

### **第7条 展示品および設備の搬入搬出**

- 1.搬入搬出は開館時間内に行い、甲職員の立会いのもとで実施すること。
- 2.搬入搬出にかかる運搬費用等は乙の負担とする。
- 3.展示終了後、乙は施設を原状回復すること。

### **第8条 会場使用上の注意事項および禁止事項**

- 1.展示前、乙は甲職員の説明を受けること。不明な点がある場合は、センター事務室に問い合わせること。
- 2.乙は施設使用期間中、常駐スタッフを配置し、展示ホールの管理および運営を行うこと。スタッフは出退勤時にセンター事務室に報告すること。勤務時間は毎日10:30～17:30とし、昼食は各自で手配すること。スタッフは展示会場、展示品、及び関連する個人財産・共有財産の管理と安全確保に責任を負い、防火、防犯、来場者および物品の安全管理を徹底すること。
- 3.甲の設備・施設は、甲の許可なく移動または撤去してはならない。
- 4.壁面への掲示に際しては、太い釘、テープ、ゴム系粘着剤等の粘着物を使用してはならない。また、LEDパネル及びパネルパーテーション等の備品を損傷するおそれのある掲示方法を行ってはならない。
- 5.物件管理規定により、大型ポスターの掲示は禁止（ポスターサイズは60cm×90cm以内、固定には両面テープを使用し、全面接着のポスターは禁止）。撤去時にはポスターを回収し、ガラス扉のテープ跡をきれいに清掃すること。また、電熱器や直火の使用は禁止し、電気機器の総消費電力は1500ワットを超えないこと。

- 6.甲は展示品の搬入・撤去、臨時保管、発送その他雑務サービスを提供しない。展示品包装資材は乙が持ち帰ること。
- 7.乙は展示品および関連物品について、展示期間中のリスクに備え、事前に適切な保険に加入すること。撤去時には、展示品の撤去後に数量と状態を確認すること。甲は乙の展示品および関連物品に対して、専属の警備員や追加の警備措置を提供しない。
- 8.展示期間中、火災・水害等が発生した場合（甲の故意または重大な過失による場合を除く）、発生した損害および責任は乙が負うものとする。第三者責任が関係する場合、甲は合理的な範囲で乙と第三者との調整に協力することができる。
- 9.展示期間中、乙は展示品および関連物品の保管責任を負う。盗難、破損等が発生した場合（甲の故意または重大な過失による場合を除く）、甲は一切の賠償責任を負わない。
- 10.展示会中に発生したゴミは乙が処理すること。大型ゴミは処理費用を負担すること。
- 11.開閉館は甲が管理し、鍵の貸与は行わない。
- 12.甲の施設、設備、備品を第三者に転貸または貸与してはならない。
- 13.展示期間中、営利活動や販売行為を行ってはならない。

### **第9条 設備・備品の使用**

- 1.甲は必要に応じ一部設備・備品を無償提供する。詳細は付属資料4参照。
- 2.使用中の損傷・紛失は乙が賠償する。

### **第10条 保証金の返還**

- 1.展覧会が順調に終了し、異常がない場合、甲は展覧会終了後7営業日以内に保証金を全額返還するものとする。
- 2.乙の責めにより施設や設備に損害が生じた場合、または本契約に違反した場合、甲は保証金から相応の賠償費用を差し引く権利を有する。
- 3.乙の責めにより施設・展示品等が損傷した場合、甲はまず乙に修復または同等品の購入を求める権利を有する。乙が修復できない場合や同等品を提供できない場合、甲は保証金から損失額相当分を差し引くものとする。保証金で賠償が不足する場合、甲は乙に追加で賠償を請求することができ、甲は7営業日以内に書面で損害状況を通知し、乙は7営業日以内に賠償を完了するものとする。

### **第11条 広報権**

甲は展覧会の広報・記録・アーカイブにおいて、乙の展示作品の画像・映像を使用でき、著作権（宣伝資料）を有する。

### 第12条 違約責任

- 1.乙が契約未署名または申請未完了による損失は乙が負う。
- 2.設営期間中の連絡不通による損失は乙が負う。
- 3.使用規則違反による損害は乙が負う。
- 4.本契約義務未履行の場合、違約責任を負う。

### 第13条 契約解除

- 1.乙が本契約違反または使用目的変更の場合、甲は書面通知により契約解除でき、損害賠償を請求できる。
- 2.解除は通知到達日より効力を生じる。

### 第14条 不可抗力

- 1.地震・津波等不可抗力により展示が不可能な場合、影響を受けた当事者は3営業日以内に書面通知し、損失拡大防止措置を講じる。
- 2.甲確認後、7営業日以内に保証金を全額返還する。ただしその他損害賠償は負わない。

### 第15条 紛争解決

本契約に定めのない事項は協議により解決し、協議不成立の場合は東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

### 第16条 (契約効力および保管)

- 1.本契約は2通作成し、甲乙双方署名押印の上、各1通を保管する。
- 2.本契約は署名押印の日より効力を生じる。

甲： 中国文化センター

乙：

\_\_\_\_\_  
年 月 日

\_\_\_\_\_  
年 月 日